

令和8年4月入園児に係る事務手続について

令和8年4月に入園するお子さんの教育・保育給付認定（1号）及び施設等利用費（無償化の預かり保育料が対象になる方のみ）に係る手続きについては、令和7年10月から11月に行う入園手続きと併せて実施します。

なお、教育・保育給付認定（1号）に係る書類については、別途園に配布いたします。

施設等利用費（無償化の預かり保育料が対象になる方のみ）

時期	事務手続きの内容	
10月10日頃	市→園	令和8年4月入園予定者に配布する書類を送付 ※ 配布部数については、直近の1学年の1号認定者数平均を基に算出しています。不足する場合は追加で送付します。
11月1日～	園→保護者	入園内定者に対して、市から送付された書類を配布
	保護者→園	次の書類を園に提出（オンライン申請可） ◎施設等利用給付認定申請書 ※ 必要書類を添付
～12月12日	園→市	保護者から提出された書類を取りまとめて市に送付（オンライン申請を行った旨の申出等があった方は取りまとめ不要）
3月下旬（予定）	市→園	施設等利用費に係る認定園児一覧（園宛て）を送付
	市→保護者	施設等利用費に係る認定結果の通知を保護者に送付

【事務の流れ】

